

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成28年3月17日（平成28年（行個）諮問第52号）

答申日：平成28年9月14日（平成28年度（行個）答申第98号）

事件名：本人が特定日に行政相談をした事案についての相談対応票の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

相談対応票（特定受付番号）に記録された審査請求人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき，不訂正とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の訂正請求に対し，平成27年12月9日付け北海相第206号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について，審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書（訂正請求の趣旨及び理由は別紙のとおり。）のとおり訂正を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は，審査請求書及び意見書によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由（別紙）のとおり。

（2）意見書1

審査請求人から，平成28年4月6日付け（同月8日受付）で，意見書1が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当ではない旨の意見が提出されており，その内容は記載しない。）。

（3）意見書2

札幌法務局職員Aから

特定日A 札幌法務局民事行政部総務課に照会（電話），回答受理（電話）（時間不詳，氏名不詳）

について，「北海道管区行政評価局職員Bから総務課に電話照会及び回答はない」と回答がありました。

相談対応票は職員Bの創作であることが，判明しました。

（4）意見書3

特定日特定時間 A～ 札幌中央区役所 行政相談委員 A 特定日 A の相談の続き

審査請求人：特定日特定時間 B 北海道管区行政評価局職員 B から審査請求人に「役所は法律に書いていないことはしない。結果を通知しないのは当然だ。」と回答があった。

行政相談委員 A：「法令に規定がないため申出人への通知を行っていない。」ことは承知している。それで、その後どうなりましたか？

審査請求人：職員 B が役に立たなかったので、審査請求人から札幌法務局に申し入れし、「申立人に対し、その結果をお知らせしないことは、行政サービスの観点から好ましくないと判断し、今後の取扱いとしてその結果のみ通知する旨」の回答を得た。

行政相談委員 A：大変でしたね！

審査請求人：札幌法務局から、懲戒処分しない決定と同時に、こちらから照会しなくても、札幌法務局総務課長名で懲戒処分しない旨の回答がありました。

行政相談委員 A：今回の相談は？

審査請求人：相談は、法務省民事局で定めた「司法書士懲戒処分事務取扱要領（仮称）」を入手してほしい。名称と第〇の〇の（〇）「申出人に懲戒しない旨及びその理由を通知する」という条文を教えてください。

職員 B は、札幌法務局に問合せをしないで、でたらめな回答をしたので、他の職員にお願いしたい。（札幌法務局には、職員 B から問合せがなかったことを確認済）

行政相談委員 A：職員 B は、定年退職後の再雇用も終わり、もう職場にいないので、他の職員に調べてもらいます。

（趣旨 1）

特定日 A 行政相談委員及び相談者に回答（電話）の段階では行政相談委員 A の言うとおりに完結していないので、

特定日 B 行政相談員に訂正し再度回答 を追加せよ。

（趣旨 2）

行政相談委員 A も確認している。

（5）意見書 4

審査請求人から、平成 28 年 7 月 13 日付け（同日受付）で、意見書 4 が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当ではない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

（6）意見書 5

相談から回答まで 1 時間 35 分（FAX 受信特定時間 A，電話回答特定時間 B）

特定日 C 北海道管区行政評価局職員 B の回答は、デタラメだったの

で、再度、同じ行政相談を中央区役所行政相談行政相談委員 A にした。

特定日 D 特定時間 C 北海道管区行政評価局職員 B から確認の電話あり。

その後、10 日以上回答なし。本来これくらい時間がかかるものである。

職員 B は、相談内容、回答をねつ造しているので、24 時間以内に回答できる。

(7) 意見書 6

ア 相談対応票記載の件名

司法書士への処分が 51 条に基づく官報への公告のみとされており、通報者への処分及び不処分の通知がなされないことの根拠について知りたい。

イ 1 時間 35 分後回答（北海道管区行政評価局職員 B の主張：札幌法務局氏名不詳の人物から聞き取りした結果を記載）

通報者から処分の有無について照会することができる（中略）、一般業務サービスとして、調べて伝えることができる。

ウ 札幌法務局職員 C・職員 A

北海道管区行政評価局からの照会及び札幌法務局が回答した記録は存在しない。札幌法務局からは、特定日 E 付けで不処分の通知がなされている。処分の有無を照会する必要はない。

エ 正解 旭川地方法務局職員 D

通報者へ不処分の通知をする。通報者へ不処分の理由の通知はケースバイケースで回答することもある。通報者へ司法書士会の調査の概要は教えない。

オ 札幌法務局職員 E の回答

要領はない。司法書士法 47 条 48 条

司法書士等に対する懲戒処分に関する訓令 平成 19 年 5 月 17 日
付け法務省民二訓第 1081 号

司法書士等に対する懲戒処分に関する運用通知 平成 22 年 9 月 9
日付け法務省民二第 2237 号

○北海道管区行政評価局職員 B から 18 日後の特定日特定時間 C に回答あり。職員 B は、1 時間 35 分後に札幌法務局に照会せずに虚偽の回答をしたことが判明した。

職員 B の主張「相談対応票に書かれていることは事実である。」

(8) 意見書 7

北海道管区行政評価局職員 B は、電話の時間不詳、氏名不詳の人物と電話したばかりである。こちらの証拠は全て、携帯電話の受信記録を記載している。

平成28年（行個）諮問第50号 特定日特定時間D行政相談委員Bに相談 特定日G職員B相談受け 翌日回答

特定日G時間不詳に審査請求人に電話を掛けた。（受信記録なし）←電話を受けていない。

特定日H 特定時間Dのメールで「職員Bが審査請求人に電話を掛けた事実はありません。」と嘘を認めた。

特定日I 審査請求人に電話を掛けた 記録あり 特定時間E

平成28年（行個）諮問第51号 翌日回答

特定日J時間不詳に審査請求人に電話を掛けた。（受信記録なし）←電話を受けていない。

平成28年（行個）諮問第52号 行政相談委員Aに特定日特定時間E相談 職員Bファクシミリ受け特定時間F 1時間35分回答

特定日A時間不詳，札幌法務局氏名不詳の人物に電話を掛けた。←札幌法務局は否定した。

特定日A時間不詳，札幌法務局氏名不詳の人物から電話があった。←札幌法務局は否定した。

特定日A 審査請求人に電話を掛けた。記録あり特定時間G

特定日K行政相談委員Bに，前回と同じ相談（職員Bのねつ造相談ではないもの）をした。北海道管区行政評価局職員Fが札幌法務局に問合せしているが，いまだに回答はない。（特定日L）これは，担当者が回答案を作り係長課長に回答内容を確認するため時間がかかる。ゆえに，職員Bは，札幌法務局氏名不詳の人物に電話していない。札幌法務局の見解は「回答する立場にない。」ですぐに回答できる案件であるが，1時間35分で回答することはあり得ない。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は，理由説明書によると，おおむね以下のとおりである。

1 審査請求の経緯

平成27年11月10日付けで，処分庁宛て，法に基づき，下記2の行政文書について訂正請求があった。処分庁は，請求に係る保有個人情報について，事実と相違すると判断できる具体的根拠がない等として，同年12月9日付けで，保有個人情報を訂正しない旨の決定を行った。

本件審査請求は，上記不訂正決定を不服として，平成27年12月18日付けで，諮問庁に対し行われたものである。

2 訂正請求の対象となった保有個人情報の名称等

本件訂正請求の対象となった保有個人情報は，処分庁が，審査請求人から特定日A付けで受け付けた相談について，その処理状況を記載した相談対応票（特定受付番号）である。

3 審査請求の理由

審査請求人は、処分庁は、保有個人情報を訂正請求書に記載したとおりに訂正してほしいとしている。

審査請求人の主張は以下のとおりである。

(1) 対応経過

相談処理担当職員が報告したように、「特定日 B 行政相談員に訂正し再度回答」を追加すべきである。

(2) 調査結果

ア 相談処理担当職員が報告したように、「一般業務サービスとして、調べて伝えることができる」を「法令に規定がないため申出人への通知を行っていない」に訂正すべきである。

イ 総務省行政評価局行政相談業務室の回答のように、「4 札幌法務局では、一般業務サービスとして調べて伝えることができると、これまでの対応を変更しており、相談者の申出については一定の改善が図られた。」を追加すべきである。

(3) 回答内容

札幌法務局からのメール及び特定日 E 付け札幌法務局民事行政部総務課長名で処分しない旨の回答があったことから、「通報者から処分有無について照会があった場合、一般業務サービスとして調べて伝えることができる旨」を「申立人に対し、その結果をお知らせしないことは、行政サービス上の観点から好ましくないと判断し、今後の取り扱いとしてその結果のみ通知する旨」に訂正すべきである。

4 諮問庁の意見等

(1) 諮問庁の意見

ア 対応経過

処分庁を通じて、北海道管区行政評価局で事案処理を行った職員に確認した結果、本件事案の処理に係る概要は以下のとおりである。

(ア) 特定日 A に同局担当職員が札幌法務局に照会したところ、i) 司法書士の処分を求める通報があった場合に、通報者に対して結果（処分又は不処分）を通知する規定はない、ii) しかしながら、通報者からの照会があれば、一般業務サービスとして回答することができる旨の回答を得た。同日、当該調査結果を担当職員から審査請求人に回答し、相談対応票に記載のとおり処理を完結した。

(イ) その後、月日は不明であるが、審査請求人から担当職員宛てに電話で、「札幌法務局から、通報者から照会がない限りは結果を知らせないということは、行政サービス上の観点から好ましくないとし、照会がなくても結果を通知することとした」旨の説明があったとの連絡があった。

また、本省にも相談があり、本省行政相談業務室からの照会を受

けた際に、上記札幌法務局の新たな対応について報告した。

(ウ) 特定日 F に本省行政相談業務室から審査請求人に上記札幌法務局の新たな対応について連絡した。

訂正請求書で、相談対応票への記載を求めている「回答」の内容は、上記(イ)及び(ウ)に記載の札幌法務局における新たな対応方針(通報者から照会がなくても結果を通知)のことを指しているが、上記(ア)のとおり、本件相談事案の処理は、通報者から照会があれば法務局が回答することができるという旨を審査請求人に回答した時点(特定日 A)で完結しており、本件事案の処理後の状況変化については、本件相談対応票に記載する必要はないものである。

なお、本省行政相談業務室に対する相談の申出については、別途、本省において相談対応票を作成している。

イ 調査結果

(ア) 上記3(2)アについては、審査請求人には、上記(ア)のとおり回答を行っており、その旨を簡潔に相談対応票の調査結果として記載したものである。これが事実でないと判断できる具体的根拠は確認できない。

(イ) 上記3(2)イについては、上記(ウ)のとおり、本件相談事案処理後の状況変化に基づく事項であるため、記載する必要はないものである。

ウ 回答内容

本件事案処理に係る概要は上記アのとおりであり、訂正請求書の趣旨に記載されている事項については、本件相談事案処理後の状況変化に基づく事項であるため、訂正する必要はないものである。

(2) 結論

以上のとおり、審査請求人の訂正請求に理由があるとは認められず、不訂正とした原処分を維持することが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|----------------|
| ① | 平成28年3月17日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年4月8日 | 審査請求人から意見書1を收受 |
| ④ | 同年6月29日 | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑤ | 同年7月7日 | 審査請求人から意見書3を收受 |
| ⑥ | 同月13日 | 審査請求人から意見書4を收受 |
| ⑦ | 同月19日 | 審査請求人から意見書5を收受 |
| ⑧ | 同月26日 | 審議 |
| ⑨ | 同月27日 | 審査請求人から意見書6を收受 |

- ⑩ 同年8月29日 審査請求人から意見書7を收受
- ⑪ 同年9月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、処分庁が審査請求人に対し開示決定した、審査請求人が特定日に北海道管区行政評価局に申出をした行政相談の事案に係る相談対応票（以下「本件相談対応票」という。）に記録された保有個人情報について、別紙に掲げる文言の訂正（追加を含む。）を求めるものである。

これに対し、処分庁は、訂正請求に理由があるとは認められないとして、不訂正とする原処分を行ったところ、審査請求人は別紙に掲げるとおりの訂正を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、審査請求人が訂正を求めている保有個人情報（以下「本件対象訂正部分」という。）の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

（1）訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、また、その対象は、「事実」であって、行政機関等の「評価・判断」には及ばないと解される。

（2）訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、本件訂正請求に先立ち、審査請求人が法12条1項の規定に基づき行った開示請求に対して、処分庁から開示された自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号に該当する。

イ 本件対象保有個人情報が記録された本件相談対応票は、審査請求人が北海道管区行政評価局において行った行政相談に係る相談対応票であり、そのうち本件対象訂正部分は、本件相談対応票の「対応に関する情報」区分の①「対応経過」欄、②「調査結果」欄及び③「回答内容」欄の各記載部分の一部である。

そして、本件対象訂正部分には、それぞれ、本件行政相談事案に関し、①事案受理以降の北海道管区行政評価局の対応状況、②同局が調査をして確認できた事実等及び③同局から審査請求人に回答した内容等が記載されていると認められることから、当該部分に記載された内容は、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するものと認められる。

3 訂正の要否について

訂正請求を行う請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの

部分（「事実」に限る。）の表記について，②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し，③その結果，どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の，請求を受けた処分庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を，処分庁に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。仮に，訂正請求の請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には，一般的に，法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと解される。

（1）別紙の請求事項1について

ア 諮問庁の説明の要旨

処分庁を通じて，北海道管区行政評価局で事案処理を行った職員に確認した結果，本件事案の処理に係る概要は以下のとおりである。

（ア）特定日Aに同局担当職員が札幌法務局に照会したところ，i）司法書士の処分を求める通報があった場合に，通報者に対して結果（処分又は不処分）を通知する規定はない，ii）しかしながら，通報者からの照会があれば，一般業務サービスとして回答することができる旨の回答を得た。同日，当該調査結果を担当職員から審査請求人に回答し，本件相談対応票に記載のとおり処理を完結した。

（イ）その後，月日は不明であるが，審査請求人から担当職員宛てに電話で，「札幌法務局から，通報者から照会がない限りは結果を知らせないということは，行政サービス上の観点から好ましくないとして，照会がなくても結果を通知することとした」旨の説明があった，との連絡があった。

また，審査請求人から本省にも相談があり，北海道管区行政評価局は，本省行政相談業務室からの照会を受けた際に，上記札幌法務局の新たな対応について報告した。

（ウ）特定日Fに，本省行政相談業務室は，審査請求人に上記札幌法務局の新たな対応について連絡した。

訂正請求書で，本件相談対応票への記載を求めている「回答」の内容は，上記（イ）及び（ウ）に記載の札幌法務局における新たな対応方針（通報者から照会がなくても結果を通知）のことを指しているが，上記（ア）のとおり，本件相談事案の処理は，通報者から照会があれば法務局が回答することができるという旨を審査請求人に回答した時点（特定日A）で完結しており，本件事案の処理後の状況変化については，本件相談対応票に記載する必要はないものである。

なお，本省行政相談業務室に対する相談の申出については，別途，

本省において相談対応票を作成している。

イ 検討

(ア) 請求事項 1 は、本件相談対応票の「対応経過」欄に「特定日 B 行政相談員に訂正し再度回答」との記載を追加することを求めるものである。

(イ) そこで検討するに、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、相談対応票は、行政相談の申出事案ごとに、相談内容、対応経過、調査結果、申出人への回答内容等について、申出の端緒から事案としての処理が完了するまでの経緯をそれぞれの記載項目に従って記載するものであるが、事案をどの時点で完結させるか、相談対応票にどこまで記載するかについては、担当部局の決裁権者が判断しているとのことであり、上記の取扱いは、当該業務の性質上是認できる。

(ウ) そうすると、本件相談対応票について、北海道管区行政評価局の決裁権者が判断した完結日（特定日 A）より後である特定日 B の上記（ア）の情報が記載されていないことが必ずしも不合理とまではいえず、請求事項 1 に係る訂正部分が事実ではないとは認められないことから、当該部分につき、法 29 条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということとはできない。

(エ) したがって、当該部分について、法 29 条に基づく訂正義務があるとは認められない。

(2) 別紙の請求事項 2 について

ア 諮問庁の説明の要旨

審査請求人には、上記（1）ア（ア）のとおり回答を行っており、その旨を簡潔に本件相談対応票の調査結果として記載したものである。これが事実でないと判断できる具体的根拠は確認できない。

イ 検討

(ア) 請求事項 2 は、本件相談対応票の「調査結果」欄の「一般業務サービスとして、調べて伝えることができる」を「法令に規定がないため申出人への通知を行っていない」に訂正することを求めるものである。

(イ) 審査請求人は、請求事項 2 に関し、北海道管区行政評価局職員 B が総務省に報告した内容に訂正すべきと主張するが、請求事項 2 に係る訂正部分が事実ではないと判断するに足りる内容等、本件訂正請求を裏付ける明確かつ具体的な根拠等が提示されているとは認められず、その外、上記アの諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情も認められないことから、当該部分につき、法 29 条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということとはできない。

- (ウ) したがって、当該部分について、法 29 条に基づく訂正義務があるとは認められない。
- (3) 別紙の請求事項 3 について
- ア 諮問庁の説明の要旨
- 上記(1)ア(ウ)のとおり、本件相談事案処理後の状況変化に基づく事項であるため、記載する必要はないものである。
- イ 検討
- (ア) 請求事項 3 は、本件相談対応票の「調査結果」欄に「4 札幌法務局では、一般業務サービスとして調べて伝えることができると、これまでの対応を変更しており、相談者の申出については一定の改善が図られた。」との記載を追加することを求めるものである。
- (イ) 審査請求人は、審査請求書において、当該訂正請求の理由として、「総務省行政評価局行政相談課行政相談業務室の回答のとおり、追加すること」と記載しているところ、上記(1)アの諮問庁の説明によると、当該回答は、上記(1)ア(ウ)の特定日 F に行われた行政相談業務室の回答のことであり、また、その内容は、本件相談事案処理完結日(特定日 A)以降に、北海道管区行政評価局が審査請求人から連絡があったとされる札幌法務局の新たな対応に関するものであると認められる。
- (ウ) そうすると、上記(1)イと同様、北海道管区行政評価局の決裁権者が判断した完結日(特定日 A)以降の情報が本件相談対応票に記載されていないことが必ずしも不合理とまではいえないことから、請求事項 3 に係る訂正部分が事実ではないとは認められず、当該部分につき、法 29 条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということはできない。
- (エ) したがって、当該部分について、法 29 条に基づく訂正義務があるとは認められない。
- (4) 別紙の請求事項 4 について
- ア 諮問庁の説明の要旨
- 本件事案処理に係る概要は上記(1)アのとおりであり、訂正請求書の趣旨に記載されている事項については、本件相談事案処理後の状況変化に基づく事項であるため、訂正する必要はないものである。
- イ 検討
- (ア) 請求事項 4 は、本件相談対応票の「回答内容」欄の「通報者から処分有無について照会があった場合、一般業務サービスとして調べて伝えることができる旨」を「申立人に対し、その結果をお知らせしないことは、行政サービス上の観点から好ましくないと判断し、今後の取り扱いとしてその結果のみ通知する旨」に訂正することを

求めるものである。

- (イ) そして、当審査会において本件相談対応票を確認したところ、請求事項４に係る訂正部分には、本件相談事案に関し、北海道管区行政評価局が相談者たる審査請求人に対し回答した内容が記載されていると認められることから、当該部分に記載されている内容と同局が実際に審査請求人に対して行った回答の内容とが異なると判断できるかが問題となる。
- (ウ) そこで検討するに、上記（１）アの諮問庁の説明によれば、請求事項４に係る訂正部分に記載されている審査請求人に対する回答は、特定日Ａに行われたものであるとのことであるが、請求事項４の趣旨における訂正後の回答内容と同趣旨の内容が総務省本省行政相談業務室から審査請求人に連絡されたのは特定日Ａより後の特定日Ｆであると認められ（上記（１）ア（ウ））、さらに、審査請求人に回答したのも、本件相談対応票を作成した北海道管区行政評価局ではなく、本省行政相談業務室であると認められる。
- (エ) そうすると、仮に、回答者が異なる点を捨象したとしても、請求事項４の趣旨における訂正後の回答内容と同旨の内容が総務省本省行政相談業務室から審査請求人に連絡されたのは、本件相談事案処理の完結日（特定日Ａ）の後であることから、特定日Ａの回答内容として、請求事項４の趣旨における訂正後の回答内容が記載されていなくても異とするに足りず、また、上記（１）イと同様、北海道管区行政評価局の決裁権者が判断した完結日（特定日Ａ）以降の情報が本件相談対応票に記載されていないことが必ずしも不合理とまではいえないことから、請求事項４に係る訂正部分が事実ではないとは認められず、当該部分につき、法２９条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということはできない。
- (オ) したがって、当該部分について、法２９条に基づく訂正義務があるとは認められない。

４ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

５ 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、法２９条の訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、同条の保有個人情報の訂正をしなければならぬ場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

（第１部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由

請求事項 1

(趣旨)「対応経過」欄に「特定日 B 行政相談員に訂正し再度回答」を追加すること。

(理由)北海道管区行政評価局職員 B が総務省に報告した内容を記載すること。

請求事項 2

(趣旨)「調査結果」欄の「一般業務サービスとして、調べて伝えることができる」を「法令に規定がないため申出人への通知を行っていない」に訂正せよ。

(理由)職員 B が総務省に報告した内容に訂正せよ。

請求事項 3

(趣旨)「調査結果」欄に「4 札幌法務局では、一般業務サービスとして調べて伝えることができると、これまでの対応を変更しており、相談者の申出については一定の改善が図られた。」を追加する。

(理由)総務省行政評価局行政相談課行政相談業務室の回答のとおり、追加すること。

請求事項 4

(趣旨)「回答内容」欄の「通報者から処分有無について照会があった場合、一般業務サービスとして調べて伝えることができる旨」を「申立人に対し、その結果をお知らせしないことは、行政サービス上の観点から好ましくないと判断し、今後の取り扱いとしてその結果のみ通知する旨」に訂正せよ。

(理由)札幌法務局からのメール及び特定日 E 付け札幌法務局民事行政部総務課長名で処分しない旨回答(審査請求人からの照会が無いのに)があった。